

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	航空機の運航に関する経費(東日本大震災関連)		<b>担当部局庁</b>	海上保安庁装備技術部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	航空機課		課長 今井 純一郎			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第27号		<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空機を修繕するとともに、被災した航空機用部品を復旧し、航空機を適正に維持・運航する体制を整備する。								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		補正予算	-	-	2,866	-	-		
		繰越し等	-	-	0	0	-		
		計	-	-	2,866	0	-		
	執行額	-	-	2,852	-	-			
	執行率(%)	-	-	99.5%	-	-			
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	<b>成果目標</b>		成果実績			単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95	
				海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	<b>活動指標</b>		活動実績			単位	H21年度	H22年度	H23年度
	航空機の機体整備			航空機用部品	個	-	-	417	
				航空機用部品	個	-	-	721	
<b>単位当たりコスト</b>	39 (百万円/1機)		算出根拠	単位当たりコストは、平成23年度の航空機の運航に関する経費の執行額2,852百万円を航空機の総数73機で除したものである。					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
		0	0						
	計	0	0						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を修繕するとともに、被災した航空機用部品を復旧し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、東日本大震災により被災した航空機及び航空機用部品の原状回復を念頭に計画的に航空機の修繕、航空機用部品の復旧を実施している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を修繕するとともに航空機用部品等を復旧し、航空機の整備・修繕体制を確保することにより、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、被災前の状態への原状回復を念頭に計画的に復旧を進めた。
廃止		航空機の修繕及び航空機用部品の復旧が平成23年度で復旧していることから廃止とする。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止		上記所見のとおり、廃止とした。	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23補-0064

※平成23年度実績を記入

海上保安庁  
2,852百万円

○ 航空機の維持管理(燃料購入、物品購入、  
法定点検・塩害対策・経年機対策)

【一般競争入札】

A. 民間事業者(37社)  
1,721百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入

〔 航空機用部品、投下用照明弾、航空用ヘルメット 等 〕

【随意契約】

B. 民間事業者(313社)  
1,131百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入

〔 航空機用部品 〕

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付

することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にか

かわらず、

政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A. ユーロコプタージャパン株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	230			
計		230	計		0
B. 株式会社ティーエムシーインターナショナル			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	250			
計		250	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A. 民間事業者(37社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	230	1	100
2	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	219	1	99.7
3	株式会社ティームシーインターナショナル	航空機用部品整備	204	1	99.0
4	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	178	1	99.0
5	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	47	1	100
6	三洋商事株式会社	航空機用部品購入	46	1	99.9
7	双日エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	40	1	99.9
8	伊藤忠アビエーション	航空機用部品購入	20	1	100
9	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	15	1	99.8
10	トーエイ株式会社	航空機用部品購入	14	3	100

### B. 民間事業者(313社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ティームシーインターナショナル	航空機用部品整備	250	随意契約	-
2	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品整備	163	随意契約	-
3	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	66	随意契約	-
4	日本飛行機株式会社	航空機整備	22	随意契約	-
5	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品整備	17	随意契約	-
6	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品整備	2	随意契約	-
7	山碁物産株式会社	航空機用部品整備	2	随意契約	-
8	株式会社ジャムコ	航空機用部品整備	1	随意契約	-
9	株式会社加登ゴム	航空機用部品整備	1	随意契約	-
10	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	1	随意契約	-